平成14年
6月25日号
No.1097
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市役所秘書課
広報広聴係
● 電話・0470(93)7827
● FAX・0470(93)7850
● 鴨川市横渚1450
● 郵便番号・296-8601

「市長選挙」は6月30日(日)に告示
7月7日(日)が投票日です

投票所入場券は世帯ごとにまとめて郵送
投票時間は午後6時まで

四年の任期満了に伴う「市長選挙」は、六月三十日(日)に告示、七月七日(日)が投票日です。市政を託すにふさわしい人をしっかりと選びましょう。投票所の入場券は、これまで、一人ひとりに、はがきで郵送していましたが、この選挙から各世帯ごとにまとめて、はがきで郵送します。

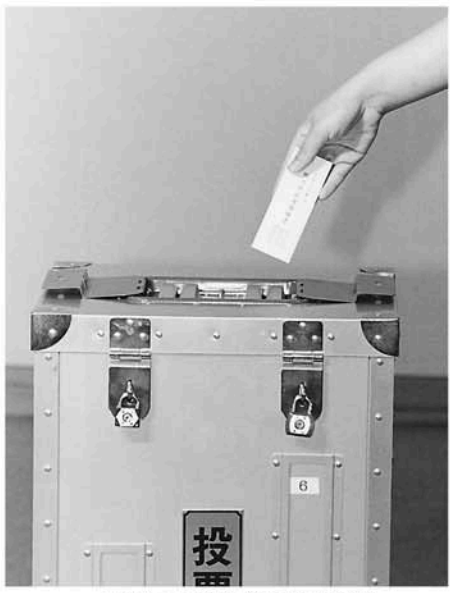

一人ひとりが自覚ある投票を

▼投票時間は午後6時まで

選挙の投票時間は、午前七時から午後八時まで（国・県政選挙では、これまでどおり午後八時まで）です。

市選挙管理委員会では、都市部を中心に低迷している投票率のアップをめざして改正された公職選挙法に従い、平成十年の「参議院議員選挙」から、投票時間を午後八時まで延長して選挙を行ってきました。

しかしながら、鴨川市の場合、投票率アップという著しい効果が得られなかったことや、開票作業の迅速化、また、地方分権の進展に伴い地方の自主性が尊重されるようになったことなどから、今回の選挙に限り投票時間を変更することにしたものです。

▼投票所入場券は郵送で

投票所の入場券は、棄権防止や投票所での整理などのため、あらかじめ、はがきで郵送します。

このはがきは、これまで、有権者一人ひとりに郵送していましたが、この選挙から、各世帯ごとにまとめて（はがき一枚につき三人分を）郵送します。

投票には、それぞれ入場券を切り離し、本人のものだけをお持ちください。

万一、忘れたり、転居などで届かなかったりした場合でも、投票できます。

※「無投票」になった場合には、投票所入場券は郵送されません

▼投票のできる人

この選挙で投票することができるのは、昭和五十七年七月八日までに生まれ、選挙人名簿に登録されている方です。鴨川市に三か月以上（平成十四年三月二十九日まで転入届）居住していれば、投票ができます。

▼不在者投票

投票日に仕事やレジャー、買い物、冠婚葬祭などで投票できない方は、「不在者投票」をしてください。

六月三十日（日）から七月六日（土）までの毎日、午前八時三十分から午後八時まで市役所四階の選挙管理委員会で受け付けます。

▼重度身障者は郵便投票で

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていて身体に重度の障害のある方は、郵便による不在者投票ができます。

この場合、選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付申請が必要です。投票用紙と投票用封筒を請求するための申請書（市選挙管理委員会にあります）に署名し、郵便投票証明書を添付のうえ、七月三日（水）まで請求ください。

※問い合わせは市選挙管理委員会（☎㉝7845）へ

不在者投票
6月30日(日)から（午前8時30分～午後8時）
市役所4階の選挙管理委員会で

投票所入場券の取り扱い

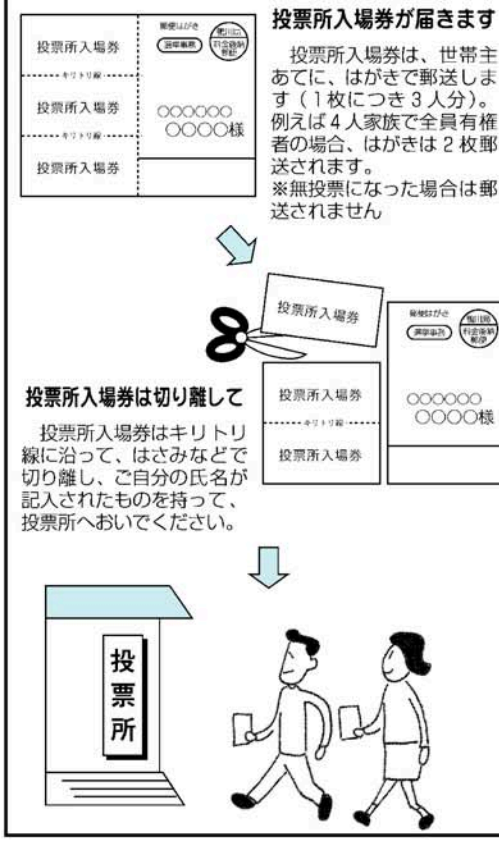

とじて保存しましょう

専決処分の承認など12議案を可決
6月定例市議会が閉会

五月三十日（木）に開会、十六日間の会期で審議が続けられていた第二回鴨川市議会定例会（六月議会）は、専決処分の承認四件のほか、条例の改正三件、平成十四年度補正予算二件、人事案件一件、工事請負契約の締結一件、報告一件を原案どおり可決・同意して六月十四日（金）に閉会しました。

■専決処分の承認

一般会計補正予算は、地方債の借入限度額の変更などにより八百三十一万円を追加、総額は百十七億二千五百二十九万円になります。

学校給食センター特別会計補正予算は、市債の借入に伴う財源内訳の調整です。

市税条例の一部改正は、地方税法の一部改正に伴うものです。

この中で、個人市民税は、所得割・均等割の非課税限度額の引き上げや、土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率の改定、株式等譲渡益課税の特例の新設です。

また、固定資産税は、固定資産課税台帳の閲覧手数料（一回三百円）や登録事項の証明書の発行手数料（一枚三百五十円）などを定めました。

さらに、特別土地保有税の免除土地については、事業計画変更などによっても徴収猶予が継続、または、納税が免除されることになりました。

鴨川市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正は、地方税法の一部改正に伴う条文整備です。

■条例の改正

鴨川オーシャンパークの設置・管理条例は、同施設が「道の駅」として効率的で柔軟な運営が図られるよう、条文の整備を行いました。

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例は、環境基本計画策定委員の報酬（日額五千五百円）を定めました。

水道事業、病院事業、国民宿舎事業及び、太海フラワー磯釣センター事業の設置等に関する条例は、地方自治法の一部改正に伴い、条文を整備したものです。

■平成十四年度補正予算

一般会計は「長狭老人憩の家」の改修などによる三千五百四十三万円の追加で、予算総額は百七億四百四十三万円になりました。

老人保健特別会計は、交付金の返還八百四十万円が生じたため、総額四十一億二千六百三十万円となります。

■人事案件

任期満了（三年）に伴う人権擁護委員の再任です。花房四七三の一・佐藤八重子氏の法務大臣への推薦について、異議のない旨、答申されました。

■工事請負契約の締結

江見中学校の屋内運動場です。老朽化に伴う全面改築工事は、来年二月までに行い、総工事費二億六千九百八十五万円。（株）谷工務店が請け負います。

■報告

平成十三年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告で、十三年度に予定していた事業のうち、未完了の農林水産業費や教育費など三億八千百四十六万円を次年度に繰り越しました。

選挙ポスター掲示板を無料で差し上げます

選挙後にポスター掲示板を無料で差し上げます。

希望者は7月1日（月）まで市選挙管理委員会（☎㉝7845）へ申し込みください。

まちづくり会議にご参加を

都市基本計画の見直しに「まちづくり会議」の参加者を募集。対象は市内に住所のある方。申し込みは6月28日(金)まで市都市建設課（☎㉝7835）へ。申込書は同課にあります。定員は30人。